

静岡県民共済生活協同組合 行動計画

当組合の職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間

2. 内容

【目標1】 育児休業の取得状況を次の水準とする。

男性職員、女性職員とも取得率を100%とする。

(対策) 令和6年7月～

広報を活用し今回の目標内容を全職員に周知し、該当者が育児休業制度を積極的に活用できる職場とする。

【目標2】 正規職員の育児休業期間は最長、子が2歳に達するまでである点を職員に周知する。

(対策) 令和6年7月～

広報を活用し育児休業制度の内容、特に当組合においての正規職員の育児休業期間は最長、子が2歳に達するまでである点を職員に周知する。

【目標3】 年次有給休暇の取得促進のための取組みを実施する。

(対策) 令和6年7月～

広報を活用しリフレッシュ休暇の完全取得を促す。併せて計画有休取得を徹底させ年次有給休暇取得日数及び取得率を上げる。

【目標4】 時間外労働削減のための取組みを実施する。

(対策) 令和6年7月～

効率の良い仕事を徹底し、不要な時間外労働を削減する。ノー残業ダイの完全実施を徹底する。

【目標5】 管理職の手前の段階にある女性職員を対象とした、管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための外部研修等に積極的に職員を派遣する。

(対策) 令和6年7月～

外部研修への派遣を計画的、体系的に実施する。外部研修へは勤務時間内に派遣し、研修費用は組合負担とする。